

従属節における叙法記号素の対立の解消

川 島 浩 一 郎*

0. はじめに

従属節において、叙法記号素の対立が解消することがある。たとえば (1) のような *Au cas où* 節, (2) のような *Il faut que* 節, (3) のような *Comme si* 節には、叙法記号素が現れない。したがって、これらの従属節において叙法記号素が互いに対立することもない。

- (1) Je me lève *au cas où elle tomberait dans les pommes*. (Sylvie Testud, *Gamines*, Collection Le Livre de Poche, 2006, p. 14)
- (2) Il faut *que je comprenne*. (Fred Vargas, *Un lieu incertain*, Collection J'ai lu, 2008, p. 302)
- (3) Il me regarde *comme si j'étais le diable*. (Sébastien Japrisot, *L'été meurtrier*, Collection Folio, 1977, p. 245)

表意単位とその実現形は、一対一に対応するわけではない (1.1.1. を参照)。したがって、発話の切片が複数与えられたとき、それらが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを判定する基準が必要である。また表意単位の異同を論じる前提として、任意に与えられた発話の切片が表意単位の実現形であるのかそうでないのかを判定する基準も必要である。

* 福岡大学人文学部教授

発話の切片が表意単位の実現形であると言われるためには、次の2条件が満たされることが必要である(1.1.2.を参照)。(a) 文脈の一点で、その切片を他の切片と入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。この基準に依拠しないかぎり、発話の切片が表意単位の実現形であるかそうでないかを明確に判定する手段はない。なお、ある切片と入れ換え可能な切片には、いわゆる「ゼロ」も含まれる。

表意単位の複数の実現形が対立すると言われるためには、次の2条件が満たされることが必要である(1.1.3.を参照)。(a) これらの実現形を、文脈の一点で入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。表意単位の実現形が対立するかしないかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である。

表意単位の複数の実現形(X, Yと記号化する)が、ある文脈において、同一の表意単位の実現形であるか異なる表意単位の実現形であるかを判定するためには、その文脈においてX, Yが対立するか対立しないかが問題となる(1.1.4.を参照)。X, Yが対立する文脈において、X, Yは異なる表意単位の実現形である。逆にX, Yが対立しない文脈においては、X, Yを異なる表意単位の実現形だと言うことができない。X, Yが、上記の条件(a)を満たすが条件(b)を満たさない文脈において、XとYは同一の表意単位の実現形である。X, Yが条件(a)を満たさない文脈において、XとYは条件変異体の関係にある可能性がある。一般には、X, Yが条件(a)を満たさない文脈においては、XとYが同一の表意単位の実現形であるか異なる表意単位の実現形であるかを検証する必要がない。

ある文脈で存在する対立が別の文脈で消失する現象を「対立の解消」と総称する。ある文脈で対立するX, Yに機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が他の文脈では一つも現れない場合、後者の文脈においてXとYの対立は解消する(1.2.1.を参照)。XとYが対立する文脈が存在することは、

X と Y に対立の解消を認定するための前提条件である。言い換えれば、X と Y の対立が解消するためには、X と Y に機能的な共通部分がなければならない。

他の文脈で対立する X と Y の機能的な共通部分を備えた実現形が現れうるが、それらの実現形の間に対立が成立しない文脈が存在するとき、後者の文脈において X と Y の対立は「中和」と言われる (1.2.2. を参照)。X と Y が対立する文脈があることと、X と Y に機能的な共通部分があることは、中和の成立を認定するための前提条件となる。X と Y の対立が中和する文脈には、次の 3 タイプがある。(i) その文脈には、X と Y のどちらか一方しか現れない。(ii) その文脈には X でも Y でもなく、X と Y の機能的共通部分を備えた別の実現形 Z が現れる。(iii) その文脈には X と Y がどちらも現れうるが、X と Y を入れ換えても文脈の知的な意味に変化が生じない。

叙法記号素には、それらが互いに対立する文脈が存在する (2.1. を参照)。叙法記号素には、命令法 (接続法) 記号素、単純未来記号素、条件法記号素の 3 つがある。命令法記号素と接続法記号素は、同一の記号素である。単純未来記号素は時制記号素ではなく、叙法記号素である。また、直説法記号素は存在しない。

Au cas où 節 (2.2. を参照)、Il faut que 節 (2.3. を参照)、Comme si 節 (2.4. を参照) に現れうる叙法記号素は、多くても一つしかない。実際は、これらの従属節に現れうる叙法記号素は一つもない。したがって Au cas où 節、Il faut que 節、Comme si 節において、叙法記号素の対立は解消する。ただし、これらの従属節における叙法記号素の対立の解消は、中和ではない。

1. 事実と概念・用語の確認

1.1. 表意単位の実現形とその対立

1.1.1. 表意単位と実現形の対応関係

表意単位とその実現形は、一対一に対応するわけではない。男女差や年齢差、

地域差，個人差，声の大きさ話す速さなど，音声的なあらゆる違いを考慮に入れば，同一の表意単位の実現形は無数に存在すると言ってよい．いわゆる異音同義や同音異義の事例もある．たとえば (4) の *assoiez* と (5) の *asseiez* のように，同じ表意単位が明確に異なる実現形をもつことがある．逆に (6) における *la carte* の *la* と *me la tend* の *la* のように，異なる表意単位が（音声的な微細な違いを除けば）同じかたちで実現することも珍しくない．

(4) *Assoiez-vous...* (Anna Gavalda, *Ensemble, c'est tout*, Collection J'ai lu, 2004, p. 407)

(5) *Asseiez-vous, je vous en prie...* (Andrea H. Japp, *La saison barbare*, Collection J'ai lu, 2003, p. 233)

(6) *Héloïse sort la carte de sa poche et me la tend.* (Agnès Abécassis, *Au secours, il veut m'épouser !*, Collection Le Livre de Poche, 2007, p. 144)

したがって発話の切片が複数，任意に与えられたとき，それらが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを判定する基準が必要である (1.1.4. を参照)．その基準がなければ (4) の *assoiez* と (5) の *asseiez* を異なる表意単位の実現形だとすることも，(6) の 2 つの *la* を同一の表意単位の実現形とすることも，自由にできてしまうことになる．また表意単位の異同を論じる前提として，観察対象となる発話の切片（たとえば *assoiez*, *asseiez*, *la* など）が，そもそも表意単位の実現形であるのかそうでないのかを判定する基準も必要である (1.1.2. を参照)．

1.1.2. 表意単位の実現形としての認定基準

発話の切片 (X と記号化する) が表意単位の実現形であると言われるためには，次の 2 条件が満たされることが必要である．(a) 文脈の一点で，X を他の切片と入れ換えることができる．(b) この入れ換えによって，発話の知的な意味に変化が生じる．実質的には，これは表意単位の定義でもある．「知的な

意味」とは、大略、言語共同体において共有される客観的、離散的な区別（たとえば *chien* と *chat* の区別）にもとづく意味のことである。たとえば (7) と (8) においては *vin* と *café* を入れ換えることができる。つまり条件 (a) が満たされる。また *vin* と *café* の入れ換えによって、(7) や (8) の意味に客観的、離散的な変化が生じる。つまり条件 (b) が満たされる。この操作によって (7) の *vin* と (8) の *café* が、それぞれの文脈において表意単位の実現形であることが了解される。同様に (7) の *le vin* と (8) の *le café* は、これらを入れ換えることによって (7) や (8) の意味に客観的かつ離散的な変化が生じる。つまり (7) の *le vin* と (8) の *le café* は、それぞれ文脈において表意単位の実現形であると言ってよい。

(7) Vous aimez *le vin* ? (Thierry Jonquet, *Comedia*, Collection Folio, 2005, p. 247)

(8) Vous aimez *le café* ? (Andrea H. Japp, *La saison barbare*, Collection J'ai lu, 2003, p. 107)

(9) Vous aimez ? (Amélie Nothomb, *Ni d'Ève ni d'Adam*, Collection Le Livre de Poche, 2007, p. 32)

この基準に依拠しないかぎり、X (発話の任意の切片) が表意単位の実現形であるかそうでないかを明確に判定する手段はない。他の表意単位 (表意単位が不在の状態も含む) との入れ換えによって発話の知的な意味に変化を生じさせることは、表意単位の存在理由 (あるいは定義) の一部分だからである。たとえば、かりに (7) の *le vin* は他の切片と入れ換えが可能だが、*le* および *vin* を他の切片と入れ換えることはできないとしよう。この仮定のもとでの *le* と *vin* は、互いに切り離すことができず一体化する。したがって (7) の *le* や *vin* は、*le vin* という最小の表意単位の実現形の一部分に過ぎないことになる。また、かりに (7) の *vin* を他の切片と入れ換えることはできるが、この入れ換えによって (7) の知的な意味に変化が生じないとしよう。この仮定のもとで

の *vin* を、表意単位の実現形とは言えない。どのような切片（たとえば *vin*, *café*, *camembert* など）を用いても発話の知的な意味が同一な文脈において、*vin* に表意機能がないことは明らかである。

なお *X* と入れ換え可能な切片には、いわゆる「ゼロ」も含まれる。ゼロとは、切片が不在の状態を意味する。たとえば (7) から (9) へのように *le vin* をゼロと入れ換えることができ、この入れ換えによって (7) と (9) の知的な意味に変化が生じれば、(7) の *le vin* を表意単位の実現形として認定することができる。逆に、かりに (7) や (9) が *le vin* という実現形を用いても用いなくても知的な意味が同一な文脈であるとしよう。つまり (7) と (9) の知的な意味が同一であると仮定する。この仮定のもとでは、(7) の *le vin* が表意機能をもちえないことは自明である。

1.1.3. 表意単位の対立を認定する基準

表意単位の複数の実現形 (*X*, *Y* と記号化する) が対立すると言われるためには、次の 2 条件が満たされることが必要である。(a) *X*, *Y* を、文脈の一点で入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば (10) の *avocat* と (11) の *informaticien* は、相互に入れ換えることができる。つまり条件 (a) が満たされる。そして *avocat* と *informaticien* の入れ換えによって、(10) と (11) の知的な意味に変化が生じる。つまり条件 (b) が満たされる。したがって (10) の *avocat* と (11) の *informaticien* は、この文脈 (*il est* の後) で対立すると言ってよい。

(10) Il est *avocat*. (Guillaume Musso, *Et après...*, Collection Pocket, 2004, p. 280)

(11) Il est *informaticien*, [...]. (Brigitte Aubert, *Transfixions*, Collection Points, 1998, p. 166)

X, *Y* が対立するかしないかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である。ある文脈で対立する *X*, *Y* が、別の文脈でも対立するとは限らないからで

ある。たとえば、ある文脈において定冠詞記号素の実現形である [la] は、別の文脈では直接目的代名詞記号素の実現形かもしれないし、何らかの固有名詞記号素の実現形かもしれない。あるいは lavabo の実現形の第一音節かもしれない。定冠詞記号素の実現形である [la] は不定冠詞記号素の実現形である [yn] と対立する文脈がある。しかし、lavabo の実現形の第一音節や代名詞記号素の実現形の [la] が [yn] と対立する文脈は存在しない。

1.1.4. 同一あるいは異なる表意単位の実現形であることを検証する基準

表意単位の複数の実現形 (X, Y と記号化する) が、ある文脈において、同一の表意単位の実現形であるか異なる表意単位の実現形であるかを判定するためには、その文脈において X と Y が対立するか対立しないかが問題となる。たとえば je paye の paye と je paie の paie が同じ表意単位の実現形であるか異なる表意単位の実現形であるかを判定するためには、この文脈 (je の後) で paye と paie が対立するかしないかを観察する必要がある。

X, Y が対立する文脈において、X と Y は異なる表意単位の実現形である。つまり X, Y が次の 2 条件を満たす文脈があれば、X と Y はその文脈において異なる表意単位の実現形であると考えてよい。(a) X, Y を、文脈の一点で入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば (10) の avocat と (11) の informaticien は、この文脈で対立する (1.1.3. を参照)。したがって avocat と informaticien は、少なくともこの文脈では、異なる表意単位の実現形である。また paye と paie の入れ換えによって発話の知的な意味に変化が生じる文脈があるとすれば、その文脈での paye と paie は異なる表意単位の実現形とみなされる。場合によっては対立の有無を検証する文脈を、たとえば «le» est un mot ... と «est» est un mot ... のように、メタ言語的文脈に拡大してもよい。このようなメタ言語的文脈において、le と est は異なる表意単位の実現形だと言うことができる。

X, Y が対立しない文脈においては、X と Y を異なる表意単位の実現形だと

言うことができない。XとYが対立しない文脈には、次の3タイプがある。(i) XとYが自由変異体の関係にあるため、XとYが当該文脈において条件(a)を満たすが、条件(b)を満たさない。(ii) XとYが条件変異体の関係にあるため、XとYが当該文脈において条件(a)を満たさない。(iii) XとYが当該文脈で条件(a)を満たさないため、XとYがその文脈で同一の表意単位の実現形であるかそうでないかを検証する必要がある。

X, Yが条件(a)を満たすが条件(b)を満たさない文脈において、XとYは同一の表意単位の実現形である。これらは、自由変異体(文脈の一点で入れ換えが可能な変異体)の関係にあると言われる。たとえば *je paie* の *paie* と *je paye* の *paye* を入れ換えても知的な意味に変化がない文脈にあっては、*paie* と *paye* は同じ表意単位の実現形であると考えざるをえない。

X, Yが条件(a)を満たさない文脈において、XとYは条件変異体の関係にある可能性がある。たとえば *le Japon* の *le* と *la France* の *la* を同じ表意単位(定冠詞記号素)の実現形であるから見なしてよいのは、*le* と *la* の間に意味の同一性があるからだけでなく、これらの文脈においては *le* と *la* を入れ換えることができないからでもある。これらは、条件変異体(文脈の一点で入れ換えが不可能な変異体)の関係にあると言われる。

(12) Il aime *bien* la confiture. (Sylvie Testud, *Le Ciel t'aidera*, Collection Le Livre de Poche, 2005, p. 117)

(13) [...], c'est un garçon *bien*. (Maxime Chattam, *L'âme du mal*, Collection Pocket, 2002, p. 340)

(14) C'est pour ton *bien*. (Tonino Benacquista, *La commedia des ratés*, Collection Folio, 1991, p. 120)

一般に、X, Yが条件(a)を満たさない文脈においては、XとYが同一の表意単位の実現形であるか異なる表意単位の実現形であるかを検証する必要がある。第一に、X, Yのどちらも現れない文脈では、XとYの同一性や非同源性

ははじめから問題とならない (1.2.1.を参照). 存在しない X を存在しない Y と比較しても意味がないからである. 第二に, X と Y のうち X (あるいは Y) しか現れない文脈においても, X と Y の同一性や非同源性は問題となりえない (1.2.2.を参照). このような文脈には, 比較対象となる Y (あるいは X) が存在しないからである. たとえば (12) における副詞的な bien, (13) における形容詞的な bien, (14) における名詞的な bien は, 互いに入れ換えることができない. この 3 つの bien は, すべて同一の表意単位の実現形であるとも考えることもできれば, それぞれが異なる表意単位の実現形であるとも考えることもできる. 表意単位とその実現形は, 一対一に対応するとは限らないからである (1.1.1.を参照). 少なくとも, どちらの考え方を採用するかによって, これらの bien の意味や機能に変化や影響が生じるわけではない. この観点から言えば, (12), (13), (14) の bien が同一の表意単位の実現形であるかそうでないかは, 原理的には検証する必要のない問題なのである.

1.2. 表意単位の対立の解消

1.2.1. 機能的共通部分を備えた実現形が現れない対立の解消: 中和以外の対立の解消

ある文脈で存在する対立が別の文脈で消失する現象を「対立の解消」と総称する. たとえば一方に X, Y が対立する文脈があり, 他方に X, Y が対立しない文脈があるとしよう. このとき前者の文脈で存在した X と Y の対立が, 後者の文脈で「解消」していると考えることができる. 後者の文脈で存在しない X, Y の対立が, 前者の文脈で「出現」すると考えてもよい. いずれにせよ, X, Y が対立する文脈と対立しない文脈があるという事実にかわりはない.

ある文脈で対立する X, Y に機能的な共通部分があり, その共通部分を備えた実現形が他の文脈では一つも現れない場合, 後者の文脈において X と Y の対立は解消する. X, Y の機能的な共通部分を備えた実現形には, X や Y も含まれる. したがって, その文脈に X と Y はどちらも現れることがない. X, Y

がどちらも存在しない文脈にあって、XとYが対立しえないことは自明である。たとえば bon と mauvais に「形容詞として使用できる」という機能的共通部分があるとしよう。この共通部分を備えた実現形（つまり形容詞として使用可能なすべての表意単位の実現形）が現れない文脈に、形容詞としての bon や mauvais が現れるはずがない。このような文脈にあっては、bon や mauvais など形容詞として機能しうるすべての表意単位の実現形の間、対立がないことになる。

XとYが対立する文脈が存在することは、XとYに対立の解消を認定するための前提条件である。X、Yが対立する事例がなければ、XとYの対立が解消することもない。対立の解消を認定するには、対立がある文脈と対立がない文脈の両方が存在しなければならない。

言い換えれば、XとYの対立が解消するためには、XとYに機能的な共通部分があることが必要である。XとYに機能的な共通部分がなければ、XとYが対立する文脈が存在しないことになるからである。表意単位の実現形であるX、Yが対立する文脈が存在するのであれば、XとYには少なくとも「その文脈に現れうる」という機能的な共通部分があるはずである。たとえば bon と mauvais が対立する文脈があれば、bon と mauvais には「その文脈に現れうる」という機能的な共通部分があると考えざるをえない。

1.2.2. 表意単位の対立の中和：機能的共通部分を備えた実現形が現れる対立の解消

他の文脈で対立するXとYの機能的な共通部分を備えた実現形が現れうるが、それらの実現形の間に対立が成立しない文脈が存在するとき、後者の文脈においてXとYの対立は「中和」と言われる¹。中和は、対立の解消の一事例である。XとYの機能的な共通部分を備えた実現形が互に対立する文脈

¹ 中和についての詳細は、たとえば MARTINET (1968) や AKAMATSU (1988) を参照。

(つまり X, Y が対立する文脈) にあっては, 対立する実現形が異なる表意単位の実現形とみなされる (1.1.4. を参照). 一方, X と Y の機能的な共通部分を備えたすべての実現形が互いに対立しない文脈 (つまり X, Y の対立に中和が生じる文脈) では, それらの実現形は同一の表意単位の実現形とみなされる (1.1.4. を参照).

X と Y が対立する文脈があることと, X と Y に機能的な共通部分があることは, 中和の成立を認定するための前提条件である. X, Y が対立する事例が存在しなければ, その対立が中和することもない. また X, Y に機能的な共通部分がなければ「X と Y の機能的な共通部分を備えた実現形が現れる」という中和成立の一条件が満たされないことになる.

X と Y の対立が中和する文脈には, 次の 3 タイプがある. (i) その文脈には, X と Y のどちらか一方しか現れない (X と Y が条件変異体の関係にある). (ii) その文脈には X でも Y でもなく, X と Y の機能的共通部分を備えた別の実現形 Z が現れる (Z が X, Y と条件変異体の関係にある). (iii) その文脈には X と Y がどちらも現れうるが, X と Y を入れ換えても文脈の知的な意味に変化が生じない (X と Y が自由変異体の関係にある). この 3 つの文脈のいずれにおいても, X, Y, Z を異なる表意単位の実現形とみなすことはできない (1.1.4. を参照). X, Y, Z が対立しないからである.

2. 従属節における叙法記号素の対立の解消

2.1. 叙法記号素が互いに対立する文脈の存在

叙法記号素の実現形には, それらが互いに対立する文脈が存在する. たとえば (15) の aimez には直説法記号素の実現形, (16) の aimez には命令法記号素の実現形, (17) の aimez には単純未来記号素の実現形, (18) の aimez には条件法記号素の実現形が含まれると言われる. これらの (同一の動詞記号素の実現形を含む) 動詞形は, たとえば主節において, 次の条件 (a) および

(b) を満たす (1.1.3. を参照)。 (a) 文脈の一点で、互いに入れ換えることができる。 (b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。叙法記号素の実現形を含む動詞形には、それらに対立する文脈があると考えてよい。したがって、これらの動詞形に含まれる叙法記号素の実現形が対立する文脈も、存在することになる。

(15) Vous aimez ? (Brigitte Aubert, *Funérarium*, Collection Points, 2002, p. 48)

(16) Aimez-moi, [...]. (Eric-Emmanuel Schmitt, *La secte des Égoïstes*, Collection Le Livre de Poche, 1994, p. 102)

(17) La casselette, vous aimerez... (Pierre Siniac, *Femmes blafardes*, Collection Rivages/Noir, 1981, p. 32)

(18) Si vous avez testé, qu'en pensez-vous ? Sinon, vous aimeriez ? (Internet)

叙法記号素には、命令法（接続法）記号素、単純未来記号素、条件法記号素の3つがある。命令法記号素と接続法記号素は、同一の記号素である²。単純未来記号素は時制記号素ではなく、叙法記号素である³。直説法記号素は存在しない⁴。ただし本稿の結論（叙法記号素の対立が解消する従属節が存在する）にとっては、複数の叙法記号素が対立する文脈があることが確認できさえすれば、何が叙法記号素であるかを必ずしも特定する必要はない。

2.2. Au cas où 節における叙法記号素の対立の解消

Au cas où 節に現れうる叙法記号素は、多くても一つしかない。Au cas où 節における叙法記号素の実現形は、次の2条件を満たさないからである

² 命令法記号素と接続法記号素が同一の記号素であることは、川島（2012）で論証した。

³ 単純未来記号素が時制記号素ではなく叙法記号素であることは、川島（2013a）で論証した。

⁴ 直説法記号素が存在しないことは、川島（2013b）で論証した。

(1.1.4.を参照). (a) 文脈の一点で, 実現形を入れ換えることができる. (b) この入れ換えによって, 発話の知的な意味に変化が生じる. たとえば (19) の *viendrait*, (20) の *vient*, (21) の *vienne*, (22) の *viendra* は確かに, 文法的な間違いである事例も含めて, 相互の入れ換えが不可能ではない. しかし, その入れ換えによって発話の知的な意味に変化が生じると言うことはできない. これらの動詞形に, 言語共同体によって共有されるような客観的, 離散的な使い分けがあるわけではないからである. したがって (19) の *viendrait*, (20) の *vient*, (21) の *vienne* そして (22) の *viendra* は (たとえ文法的な間違いがあるとしても) 同一の表意単位の実現形であると考えざるをえない.

(19) Au cas où un client *viendrait*, tu le ferais attendre. (Françoise Dorin, *En avant toutes !*, Collection Pocket, 2007, p. 88)

(20) J'ai quand même une chemise (et une cravate de secours), au cas où un client *vient* nous voir. (Internet)

(21) Il était 23 heure moins une minute et selon mon boss, je me devais d'attendre la dernière minute restante aux heures d'ouverture du magasin, au cas où un client *vienne*. (Internet)

(22) Non pas qu'il les détestait en particulier, après tout l'hybride avait passé plus de temps en compagnie d'humains que de sa propre race, mais bien parce qu'il ne voulait pas que le bras armée connaisse son nom au cas où un client *viendra* demander le meurtre d'un des généraux. (Internet)

実のところ, Au cas où 節に現れうる叙法記号素は一つもない. Au cas où 節に叙法記号素の場合と同じ実現形が現れたとしても, それは次の 2 条件を満たさないため, 表意単位の実現形として認定することができない (1.1.2.を参照). (a) 文脈の一点で他の実現形と入れ換えることができる. (b) この入れ換えによって, 発話の知的な意味に変化が生じる. たとえば (19) の *viendrait*,

(20) の *vient*, (21) の *vienne*, (22) の *viendra* に (同一の) 叙法記号素の実現形が含まれると仮定してみよう。この実現形は他の叙法記号素の実現形と入れ換えることができないだけでなく、ゼロとの入れ換えも不可能である。よって、それを表意単位の実現形であると考えすることはできない。結局、*Au cas où* 節に叙法記号素は現れえないということになる。

したがって、*Au cas où* 節において叙法記号素の対立は解消する。叙法記号素の実現形には叙法記号素の実現形であるという機能的な共通部分があり、それらが対立する文脈も存在する (2.1. を参照)。しかし *Au cas où* 節に叙法記号素の実現形が現れえない以上、それらが *Au cas où* 節で対立することもありえない (1.2.1. を参照)。*Au cas où* 節は、叙法記号素の対立が解消する文脈なのである⁵。

ただし *Au cas où* 節における叙法記号素の対立の解消は、中和ではない。対立の解消が中和と呼ばれるためには、対立が解消する実現形の間に機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が現れることが必要である (1.2.2. を参照)。しかし *Au cas où* 節には叙法記号素が現れえないため、*Au cas où* 節に叙法記号素の共通部分を備えた実現形が現れることはない。

2.3. *Il faut que* 節における叙法記号素の対立の解消

Il faut que 節に現れうる叙法記号素は、多くても一つしかない。*Il faut que* 節における叙法記号素の実現形は、次の2条件を満たさないからである (1.1.4. を参照)。(a) 文脈の一点で、実現形を入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば、確かに (23) の *dorme* と (24) の *dors* は相互の入れ換えが不可能ではない。しかし、この入れ換えによって (23) や (24) の知的な意味に変化が生じるとは言えない

⁵ 規範では、*Au cas où* 節には条件法記号素の実現形を含む場合と同じ動詞形を用いることが好まれる。この規範に従うかぎり、*Au cas où* 節に叙法記号素の使い分けがないことは自明である。

い。この動詞形の違いに、言語共同体によって共有されるような客観的、離散的な使い分けがあるわけではないからである。(23)の *dorme* と (24)の *dors* は (たとえ一方が文法的な間違いであったとしても) 同一の表意単位の実現形であると考えざるをえない。また少なくとも (25)の *travailles* には、*dorme* と *dors* の違いに相当するような使い分けはありえない。この動詞記号素の実現形を含む動詞形は、*dorme* と *dors* の違いに相当するようなかたちの違いをもたないからである。

(23) Il faut que je *dorme* ! (Philippe Djian, *Zone érogène*, Collection J'ai lu, 1984, p. 49)

(24) Il faut que je *dors* maintenant. (Internet)

(25) Il faut que tu *travailles*. (Françoise Sagan, *Aimez-vous Brahms...*, Collection Pocket, 1959, p. 101)

Il faut que 節に現れうる叙法記号素は一つもないと考えてよい。Il faut que 節に叙法記号素の場合と同じ実現形が現れたとしても、それは次の2条件を満たさないため、表意単位の実現形として認定することができない(1.1.2.を参照)。(a) 文脈の一点で他の実現形と入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば(23)の *dorme* と(24)の *dors* に叙法記号素の実現形が含まれると仮定してみよう。この実現形は他の叙法記号素の実現形と入れ換えることができないだけでなく、ゼロとの入れ換えも不可能である。よって、それを表意単位の実現形であると考えすることはできない。

したがって、Il faut que 節において叙法記号素の対立は解消する。叙法記号素の実現形には叙法記号素の実現形であるという機能的な共通部分があり、それらが対立する文脈も存在する(2.1.を参照)。しかしIl faut que 節に叙法記号素の実現形が現れえない以上、それらがIl faut que 節において対立することもありえない(1.2.1.を参照)。Il faut que 節は、叙法記号素の対立が解消す

る文脈だと考えてよい⁶。

ただし *Il faut que* 節における叙法記号素の対立の解消は、中和ではない。対立の解消が中和と呼ばれるためには、対立が解消する実現形の間に機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が現れることが必要である (1.2.2. を参照)。しかし *Il faut que* 節には叙法記号素が現れえないため、*Il faut que* 節に叙法記号素の共通部分を備えた実現形が現れることはない。

2.4. *Comme si* 節における叙法記号素の対立の解消

Comme si 節に現れうる叙法記号素は、多くても一つしかない。*Comme si* 節における叙法記号素の実現形は、次の2条件を満たさないからである (1.1.4. を参照)。(a) 文脈の一点で、実現形を入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば (26) の *était*, (27) の *soit*, (28) の *serait*, (29) の *sera* に見られるように、*Comme si* 節には、文法的な間違いである事例も含めて、異なる動詞形が現れる可能性がある。しかし、この実現形の違いによって発話の知的な意味に変化は生じない。その違いに、言語共同体によって共有されるような客観的、離散的な使い分けがあるわけではないからである。したがって (26) の *était*, (27) の *soit*, (28) の *serait* そして (29) の *sera* は (たとえ文法的な間違いがあっても) 同一の表意単位の実現形であると考えざるをえない。

(26) *Pour moi, c'est comme si c'était hier.* (Guillaume Musso, *Parce que je t'aime*, Collection Pocket, 2007, p. 227)

(27) *Je me souviens de ce jour comme si ce soit hier.* (Internet)

(28) *Je me souviens comme si ce serait hier et je garde ses souvenirs précieux.* (Internet)

⁶ 規範では、*Il faut que* 節には接続法記号素の実現形を含む場合と同じ動詞形を用いることが好まれる。この規範に従うかぎり、*Il faut que* 節に叙法記号素の使い分けがないことは自明である。

(29) Mais je sais que pour nous, c'est comme si ce sera hier. (Internet)

実際は、Comme si 節に現れうる叙法記号素は一つもないと考えてよい。Comme si 節に叙法記号素の場合と同じ実現形が現れたとしても、それは次の2条件を満たさないため、表意単位の実現形と考えることができない(1.1.2.を参照)。(a) 文脈の一点で他の実現形と入れ換えることができる。(b) この入れ換えによって、発話の知的な意味に変化が生じる。たとえば(26)の *était*, (27)の *soit*, (28)の *serait* そして(29)の *sera* に叙法記号素の実現形が含まれると仮定してみよう。この実現形は他の叙法記号素の実現形と入れ換えることができないだけでなく、ゼロとの入れ換えも不可能である。よって、それを表意単位の実現形だと考えることはできない。

したがって Comme si 節において、叙法記号素の対立は解消する。叙法記号素の実現形には叙法記号素の実現形であるという機能的な共通部分があり、それらが対立する文脈も存在する(2.1.を参照)。しかし Comme si 節に叙法記号素の実現形が現れえない以上、それらが Comme si 節において対立することもない(1.2.1.を参照)。Comme si 節は、叙法記号素の対立が解消する文脈なのである⁷。

ただし Comme si 節における叙法記号素の対立の解消は、中和ではない。対立の解消が中和と呼ばれるためには、対立が解消する実現形の間に機能的な共通部分があり、その共通部分を備えた実現形が現れることが必要である(1.2.2.を参照)。しかし Comme si 節には叙法記号素の実現形が現れえないため、Comme si 節に叙法記号素の実現形の機能的共通部分を備えた実現形が現れることはない。

⁷ 規範では、Comme si 節には直説法記号素および半過去記号素の実現形を含む場合と同じ動詞形を用いることが好まれる。この規範に従うかぎり、Comme si 節に叙法記号素の使い分けがないことは自明である。なお川島(2013b)で示したように、直説法記号素は存在しない。

3. まとめ

従属節において、叙法記号素の対立が解消することがある。たとえば (30) のような *Au cas où* 節, (31) のような *Il faut que* 節, (32) のような *Comme si* 節に、叙法記号素が現れることはない。実際 (30) の *intéresserait* に叙法記号素 (たとえば条件法記号素) の実現形は含まれない。(31) の *parte* に叙法記号素 (たとえば接続法記号素) の実現形は含まれない。(32) の *étions* に叙法記号素 (たとえば直説法記号素) の実現形は含まれない。したがって、これらの従属節において叙法記号素の対立は解消する。

(30) *Au cas où cela vous intéresserait encore, sachez que deux d'entre eux sont déjà morts.* (Fred Vargas, *Dans les bois éternels*, Collection J'ai lu, 2006, p. 228)

(31) *Dans cinq minutes, il faut qu'on parte.* (Sébastien Japrisot, *L'été meurtrier*, Collection Folio, 1977, p. 100)

(32) *Il nous parle comme si nous étions des enfants de quatre ans.* (Frédéric Beigbeder, *L'amour dure trois ans*, Collection Folio, 1997, p. 43)

ただし、この対立の解消を中和と呼ぶことはできない。叙法記号素の対立が中和されると言われるためには、中和の定義により、当該文脈に叙法記号素が一つ現れる必要がある。対立の解消のすべてが中和なのではない。中和は、対立の解消の一事例として位置づけるべきである。

参考文献

- AKAMATSU, Tsutomu (1988), *The Theory of Neutralization and the Archiphoneme in Functional Phonology*, Amsterdam, John Benjamins.
- 川島浩一郎 (2012) 「接続法と命令法に関する一考察」『福岡大学人文論叢』第 44 巻第 1 号, pp. 255 – 268.

川島浩一郎 (2013a) 「叙法としての単純未来」『福岡大学人文論叢』第 45 卷第 1・2 号, pp. 87-112.

川島浩一郎 (2013b) 「直説法記号素の不在とその非経験的論証」『福岡大学人文論叢』第 45 卷第 3 号, pp. 269-290.

MARTINET, André (1955), *Économie des changements phonétiques*, A.Francke.

MARTINET, André (1968), “Neutralisation et syncrétisme”, *La Linguistique* 4-1, pp. 1-20.

MARTINET, André (1979), *Grammaire fonctionnelle du français*, Didier.

MARTINET, André (1985), *Syntaxe générale*, Armand Colin.